

越後妻有ハピ婚応縁団要綱

平成31年 3 月 11日
十日町市告示第36号

(目的)

第1条 この告示は、定住促進及び少子化対策として市が行う結婚促進事業に協賛する企業又は団体（以下「企業等」という。）を越後妻有ハピ婚応縁団（以下「応縁団」という。）として登録し、応縁団による広報及び成婚者への祝品等の提供を行うことによって、市全体で結婚を希望する者への結婚支援を行うことを目的とする。

(登録対象)

第2条 応縁団への登録の対象となる企業等は、市内又は近隣市町に事業所等があり、市で行う結婚促進事業に協賛する企業等であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするもの
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがある事業等を行うもの
- (4) その他登録をすることが適当でないと市長が認めるもの

(活動内容)

第3条 応縁団は、市の結婚促進事業の普及拡大に向けて、次の各号に定める内容を行うこととする。

- (1) 市の結婚促進事業について、事業所や店舗等へのポスター掲示やチラシの設置
- (2) 市の結婚促進事業について、企業等内の結婚を希望する者への周知
- (3) 市の結婚促進事業を通じて結婚するカップルに対する成婚祝としての商品又はサービスの提供

2 市は、応縁団が行う活動内容に対し、結婚促進事業の円滑な実施が図れるよう、次の各号に定める協力を行うこととする。

- (1) 市の施設への応縁団が行う活動内容を紹介したチラシ等の設置
- (2) 市の結婚促進事業に関するホームページにおける応縁団が行う活動内容の紹介
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(登録)

第4条 応縁団への登録を希望する企業等は、越後妻有ハピ婚応縁団登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、申請内容を審査のうえ、適当であると認めるときは、当該申請をしたものを応縁団に登録し、越後妻有ハピ婚応縁団登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録事項変更)

第5条 応縁団は、前条に規定する申請の内容に変更があった場合は、越後妻有ハピ

婚応縁団登録事項変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第6条 応縁団は、登録の取消しを希望する場合は、越後妻有ハピ婚応縁団登録抹消届出書（様式第4号）に登録証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、応縁団が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消し、登録証を返還させることができる。

(1) 他の応縁団に対する迷惑行為、社会的信用を損なうおそれがある行為等、応縁団として不適切な行為があったと認めるとき。

(2) その他市長が登録について適当でないと認めるとき。

（個人情報の適正な取扱い）

第7条 応縁団は、この告示に定める活動において取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に準じて、当該個人情報を厳重に管理し、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。この場合において、応縁団でなくなった後も同様とする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年十日町市告示51号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。